

(様式第2号)

要 点 録

平成23年2月15日作成

会議の名称	第13回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成23年1月12日(水) 午後2時~4時		
会議の開催場所	役場 地階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、池田委員、大西(三)委員、大西(義)委員、岡田委員、岡本委員、 沖委員、落合委員、柏内委員、金川委員、岸委員、榊原委員、坂田委員、 高山委員、戸田委員、富家委員、濱田委員、福田委員、松田委員、松村委員、 松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1. 会長、副会長の選出について 2. 基本計画(案)について 3. その他		
配布資料	【資料31】総合計画審議会委員名簿(H23年1月12日現在)		
審議等の内容	別紙のとおり		

第 13 回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成 23 年 1 月 12 日 (水) 午後 2 時～4 時
場 所	役場 地階 第五会議室
出席者	出席委員 23 名、事務局等 4 名

1. 開会

事務局 それでは、ただいまから、第 13 回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。

審議会委員 30 名のうち、23 名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

はじめに、2 名の委員が変わられましたので、ご紹介させていただきます。3 号委員として島本町 P T A 連絡協議会から選出いただいております中村委員の後任に、金川賢爾（かながわけんじ）様が新たに就任されました。

また、青葉会から選出いただいております野村委員の後任に、池田潤（いけだじゅん）様が新たに就任されましたのでご紹介させていただきます。金川委員、池田委員一言お願いいたします。

2. 【案件 1】会長、副会長の選出について

事務局 それでは、案件 1「会長・副会長の選出」でございますが、島本町総合計画審議会条例第 5 条第 2 項で、「会長及び副会長の任期は、委員の任期による」と規定されています。昨年 12 月 14 日をもって委員任期が満了し、新たに任命させていただきましたので、再度互選により、会長及び副会長を選出させていただくこととなっております。

事務局といたしましては、引き続き、会長には前会長の榊原委員、副会長には、前副会長の松本委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

⇒ (異議なしの声あり)

事務局 異議なしとのことですので、会長に榊原委員、副会長に松本委員に引き続きご就任いただきます。

なお、この後の議事進行につきましては、審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、会長が議長となりますので、榊原会長に議事をお願いしたいと思います。榊原会長、よろしく申し上げます。

会 長 それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

(傍聴者入場)

3.【案件2】基本計画（案）について

会 長 それでは案件2の基本計画（案）について審議に入りたいと思います。昨年11月にパブリックコメントが終了しましたので、その結果についてと本審議会の答申案について事務局からまず説明をお願いします。

資料29 第四次総合計画・基本計画（案）に関するパブリックコメントご意見と町の考え方について説明（事務局）

資料30 第四次総合計画・基本計画 答申文及び付帯意見（案）について説明（事務局）

会 長 概ね3つありますが、このパブリックコメントに関してと、総合計画基本計画（案）が最終的にこれで答申するという点について意見をうかがうことと、答申の中で付帯意見がこれでよろしいかご意見をうかがいたいと思います。まず、パブリックコメントの御意見の内容と町の考え方について御意見があればうかがいたいと思います。

委 員 町の考え方はまだ公表してなくて、今日の検討を踏まえて書き直しをされるのか、そのように考えてよろしいのでしょうか。私は端的に言って、当初事務局から言われたように貴重な御意見ありがとうございましたということで良いのかと思います。具体的には実施計画その他で生かしていきますということで良いのではないかと思います。この文章で町の考え方が出るとかなり町の本音と言いますか、基本計画からはみ出したようなかたちになるのではないかと思います。そこで少し気の付いたことについて意見を言わせてもらいます。若山台の調整池のことが書いてありますが、時間雨量48ミリで大丈夫と言い切っていますが、基本計画にはそこまで踏み込んでありません。本当に48ミリの雨量で耐えられるから必要ないと言い切れるのかどうか。もしも100ミリを超えるような大雨が降って被害が出た時に、誰が責任を取るのかということになりかねない記載があると思っています。そのあたりは、取り扱いを含めてもう少し慎重な対応が必要ではな

いかと思います。保育行政についても随分いろいろな意見があり、実施段階での問題にも絡んで意見が出て、町の考え方が示されていると思いますので、いちいち議論する前にもう少しよく考えた方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局 まず、一点目のパブリックコメントの公表については、御意見を踏まえて町の考え方をまとめさせていただきました。本日、委員の皆さまの御意見をいただいて、加筆修正があればそれを踏まえて住民の皆さまに公表するという形で考えています。それから、若山台の調整池について、48ミリの対応で言い切れるのかという質問ですが、これについては議会の中でも御意見があり、担当部局から御答弁させていただいていますが、現状の考え方を示させていただいている訳で、今後の中身については具体的な部分でまたあると思います。基本計画の中では直接関係する部分はなかったと思いますので、このような考え方でまとめさせていただいています。保育所の関係ですが、これについても多くの意見をいただいています。所管部局の方で保護者の皆さまとこれまでも話し合いをさせていただいていますが、これからも話し合いをするということでこのような考え方をまとめさせていただいています。

委員 基本計画の内容と少しズレているのではないかとというのが私の言い分なのです。それは実施計画なりその時にしっかりと受けとめてやりますという言い方にしませんと、全体としておかしくなるのではないかと感じてしまいます。

事務局 委員の御指摘のように、今回の御意見については基本計画の内容について広く御意見をいただいた訳でして、基本構想の際にも様々な御意見をいただいて、基本構想の案文の修正や文言の追加など反映できるものは反映しています。具体的な内容については、実施計画や基本計画で対応を考えさせていただくということでまとめさせていただいたと思います。今回は基本計画の案について広く意見をということでしたが、委員がおっしゃったように様々な意見があります。どちらかと言いますと今回の基本計画の中身より実施計画の具体的な内容や個別の施策についての内容をいただいていますので、その考え方をまとめさせていただいていますので、実施計画に反映しますという言い回しで書いている部分もあります。そのあたりは御指摘のように整理が必要かと思っておりますので、実施計画で検討するものについては全て同じように表現するように精査させていただきます。

会長 今の御答弁でよろしいでしょうか。

委員 このままの表文章ではまずいと思いますので、何か実施計画の話に答えてい

るようなことになっているのは少し違うと思います。基本計画についてまとめるというコメントをした方がよいと思います。

委員

連番の 21 と同じ内容が後ろの 30 にも出てきます。回答の内容については特に異議はありませんが、以前、この件について審議会で質問をさせていただいた時の内容と変わっていますので、それについて確認させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。第 5 回の審議会で、若山台の調整池について広域幹線が完成した時には役割が終わって必要なくなると聞いていますが、広域幹線までの接続のルートについて現状の水路がそのまま使えるのでしょうかという質問をさせていただいた時の回答が、要点録に書き留めていただいている内容では、「役場の下の方に町の公共下水道の雨水幹線の整備ができています。その間から信号までの間の整備をしなければ調整池をなくすることができないと考えていますが、この整備が完成すれば調整池をなくしても基本的には問題ないと思っています。」という回答をいただいたのですが、この町の考え方では、既存の高川水路が桜井口のバス停のところを通っていますが、そこで高川水路の幹線とその水路を接続させれば調整池の役割はなくなる。要は既存の水路をつなぎの水路として利用できると回答にここではなっていますので、それが正解ということで捉えてよろしいのでしょうか。もう一つは別途で聞いた話の内容と確認させていただきますと、まず、桜井口のところで、府道桜井線の下には一応広域幹線につながれる幹線が敷設済みと聞いていますので、それに接続すれば全部のルートが通ると解釈できるのですが、それ以外にも阪急水無瀬駅の西口で一部府道の幹線につなぐ工事と、平成 25 年に予定されているのですが、水無瀬駅の東側から 171 号の広域幹線につなぐ工事が予定されており、それが終われば広域幹線へ若山台の調整池を経由していた雨水幹線が全部完成すると聞いていますのですが、その内容とこの回答の内容が特に大まかな意味では矛盾しませんので、少し確認をさせていただきたい。ここの表現ではあくまでも公共下水道の計画上は問題ないと表現していますので、公共下水道計画では時間雨量 48 ミリということで上位計画ではそのような計画がなされていますが、最近では時間雨量が 100 ミリを超えるような雨がかなり頻繁に降ってきますので、島本町のいくつかある調整池を廃止する場合には当然その調整池の個々の状況を考えて、公共下水道上の条件は満たしていますが、個々の調整池の果たしている役割等をみて、今後の計画で十分検討していただけると理解して、パブリックコメントとしての回答はこれで良いと私は解釈しています。

事務局

ただ今の調整池の問題ですが、まず、高槻と島本を結ぶ雨水幹線が 12 月 1 日に供用を開始しました。ただ、詳しい手持ちの資料がないのですが、町内でも

3か所、高槻市内にも1か所あります。今ある調整池の機能は高川をまず結び、それによって今の調整池の果たす機能は必要なくなるということがあります。その他、阪急水無瀬の駅前、上牧付近もそうですが、高槻市内にもつなぐジョイントがあります。これを平成23年度から計画的に毎年度進めていく予定ですが、まず平成23年度については実施設計を行っています。高川付近の接続を予定しています。そのことによって、今の時間雨量48ミリまでは耐えられるというかたちで進めています。ただ、先ほどもあったように100ミリ以上の雨が降った時にどうするのかといったことも懸念されますが、それも処分する段階で一定の調査が必要であると考えています。パブリックコメントでは現状での考え方を示していますが、今後、高川付近をはじめ阪急水無瀬駅前、上牧付近もそれぞれつなぐジョイントがありますので、それを計画的に今後進めていく予定です。最終年次は平成25、26年あたりには接続が完了する予定になっていますので、現段階での町の考え方はこの内容で大きく問題はないと思っています。

会 長

連番の21の問題については、質疑のとおりのことだと思います。委員の言われるように町の考え方が基本計画に関する意見としては、少し踏み込みすぎという意見もありますが、全般的にコメント自体が基本計画の内容にとどまらない部分でのコメントが多々ある訳で、それについて誠実に答えるべきであって、基本計画を踏み出して実施計画に関わる町の考え方が出てしまうと私は思います。コメントに対する答えとしては、踏み込まざるを得ない部分も多々あると思います。具体的に21番のように具体的にこれは問題ではないかという部分があれば、もう少し御意見をいただいて、個別に検討した方が良いと思います。具体的に少しまずいという御意見があればお願いしたいと思います。この公表方法はホームページか何かでされるのでしょうか。

事務局

公表としては、町のホームページと町内の5か所の施設で予定しています。

委 員

少し力を抜いた質問で申し訳ありませんが、連番の31番から36番までの内容ですが、説明会で専門的な用語とまわりくどい話し方がわかりにくい、説明が理解できない、もう少しシンプルな内容で説明してほしいという内容が書いてあります。このようなことがパブリックコメントで出てきています。実際、総合計画にはあまり関係の無いことですが、住民の方から何か一言言いたいという声だと思っています。それに対してそれらしき回答がありません。非常に難しいことばかり書いてあります。それで私は、最初に「今後は住民の皆さまが理解できるよう説明を行います。」ということを書いて、その後難しい言葉を続けていただけたらと考えます。ダイレクトな回答とは言えないと思います。読ん

でいただければわかると思いますが、なぜこんな事が質問として出てくるのかということをお伺いしたいと思います。

事務局

特に31番からの御意見ですが、町の基本的な方針でもある保育所の民営化についての御意見で、たくさんの御意見をいただいておりますが、今までもいろいろな個別の審議がありましたが、そのような内容が御理解いただける方は一定の理解いただけると思いますが、確かに専門的な用語が多くて理解しにくいところもありますので、丁寧な説明をするということは当然ですが、そのあたりを少し前段に触れさせていただいて、具体的な内容については、例えば、民営化についてのメリット、デメリットの問題、財源はどうかといった子どもを取り巻く環境の変化についての保護者の不安が主に出ていると思いますので、そのようなことについて丁寧に対応しますということをお内容としては言いたいのですが、専門的な部分もありますので、前段でわかりやすい言葉を入れさせていただいて、何がメリットで何がデメリットなのかといったことも捉え方もそれぞれあると思います。子育てに関する保護者の不安感を払しょくするため、町としての努力や取り組みをどうしていくのかといったことも必要になってきますので、そのあたりは少し工夫させていただきたいと思います。

会長

確かに非常に難しそうに書いてあります。

委員

関連して質問しますが、お手元の資料の9ページの基本計画本文では52ページになりますが、第四次島本町総合計画基本計画では、小中の9年間の一貫教育についての町の考え方の中で、中程に「現在、お示ししている」から「幼稚園につきましては国においても様々な議論がなされているところですが」、これは保幼の一貫教育について述べられていることだと思っておりますが、「現時点では民営化されたこども園のみになるとは考えていません。」という回答が何に対してこのような表現をされているのかということが非常につかみづらいつ感じましたので、その表現を少し変えていただく方が良いと思います。言われている内容はよくわかりますが、これは表現足らずと言いますか、内容がつかみにくいと思います。これをパブリックコメントの回答としてお示しするには少し表現不足と考えますので、一度お考え願いたいと思います。先ほどから出ている質問に関しては6ページの子育て支援のところから、ずっと延々続いており、私も質問と町の回答を比べながら判読させていただきましたが、同じ回答が同じ様式で同じ書き方で書かれている部分、つまり重複して回答されているところが非常に多くあります。したがって、何か非常に私はわかりやすく書いてあると思いますが、全部読んだところわかりにくいという結論になりました。町の考え方としては最初に書かれている「私立保育所の運営にあたっては国や府の

特定財源が得られますが、公立保育所については財源の補助がありません。したがって保育所を民営化することによって、得られる特定財源を在宅保育などの支援事業拡充に充てることができるものと考えています。」これが町から説明する第一項目だと思います。それから、それにつながる内容が書かれていますが、余りにも丁寧に表記されているように私は見受け、かえって非常にわかりにくいと感じました。したがって、もう少し易しい表現で、町民の皆さんが保育所の民営化によって、どんなメリットがあってどんなデメリットがあるのかという観点で書かれて、それに携わる方々や町民の理解を得られる表記にした方がよかったのではないかと思います。内容については一切問題ないと思いますが、長すぎ重複しすぎていると感じざるを得ませんでした。読み終わって疲れました。非常に申し訳ない感想ですが、もしもう少し端的な表現ができるのであればお願いしたいと思います。

事務局

御指摘のとおり、非常に長く読みづらい文章になっていますが、町の基本方針でもあります第二保育所の民営化の問題と、第一幼稚園の就労支援型幼稚園への移行、合わせて在宅の子どもの支援が3点セットになっていますが、後段で言われましたこども園の問題で、国の待機児童対策として認定こども園のあり方について議論があるようですので、そのような含みの部分ですが、御指摘のとおりわかりづらい文章になっていますので、少し整理をさせていただきたいと思います。6ページの方でも同じ御意見をいただきましたので同様の回答という示し方をしていましたが、少し長くなってわかりづらい面もありますので、もう少し端的に表現できるように工夫したいと思います。

会長

一問一答型でやろうと考えますと、全体を通すとくどくなってしまうということです。何か工夫して、全体として答えるところと個々に答えるところなど、もっとわかりやすくすることは必要だと思います。そうしましたら、もう一度表現の工夫をしていただくということで、内容自体はいかがでしょうか。

委員

ページ数では5ページになります。土地利用のところですが、19と20番に対する町の考え方について、JR西側の農地についての意見に対して、当該地区の今後のあり方について検討を進められています。「農地所有者の皆さまによる勉強会を発足し検討を進められています。」と表現されています。これは町の考え方でなく、検討を進められていますと投げたようで、他人事のように聞こえていますので、町の考え方が全く示されていない回答だと思います。これは問題があると私は考えています。まず一点それについてどのようにお考えかお願いします。

事務局

進められているということが他人事のような書き方ということですが、実際に勉強会については町の方も入っているという現状もあります。この御意見については西側を守っていく必要があるという御意見と、いろいろな問題を抱えているとはいえ、考える前に走り出していることを危ぐしているという御意見があり、直接的に基本計画の内容に関わらないのではと考えましたので、西側の現状はこのようなかたちで進められていますということで書かせていただいているのが町の考え方です。

委員

納得ができかねています。パブリックコメントというのは、何も表現に関して、あるいは具体的な内容に関してうんぬんではなく、住民の皆さまから町の総合計画に関する思いをコメントにして寄せていただいている訳ですから、実はこの御意見の内容そのものこそが非常に重要ではないかと私は思っています。当然、土地利用のあり方については様々な意見があるのは当然であり、それはよく理解しています。しかし、町の考え方を示すべきところで「農地所有者の皆さまによる勉強会を発足し、今後のあり方について検討を進められています。」というものはいかななものかと思う訳です。関連して 22 番ですが、この方は大変厳しく市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更を削除とはっきり御意見を述べられています。それに関して町は説明をした上で、記載すべき内容であると考えますとおっしゃっています。それは私も一定の理解はできます。しかしながら、提案理由に添えられているように住民アンケートを平成 21 年 3 月に島本町総合計画策定に関する住民アンケート調査ということで、調査報告書を出されています。資料 9 番ですが、その住民アンケートは原点になるもので、そこでやはり開発よりも自然環境の保全を望む声、つまり住みやすさにこれを上げられる方が多かったということで、後世からその是非を問われる、つまり 10 年後のあり方を検討するこの総合計画審議会において、このような大きな課題を書式の計画において変更とまで踏み込むことはいかがでしょうか、と御意見を述べられています。住民全体への丁寧な説明と討議を経て決めていくべきではないでしょうかと正しておられます。この 2 つのどうでしょうか、べきではないでしょうかという答えが、やはり町の考え方にはありません。これについてはいかがでしょうか。

事務局

今指摘のように、いろいろな問題を抱えている上、考える前に走り出しているようで危ぐしていますということですが、現状は町の考え方にお示ししているように、農地所有者の皆さまで当該地の勉強会を発足して、その地域のあり方、将来像を考えられている状況ですのでこのような答えにしていますが、その前に何かしなければならぬという質問かも知れませんが、現状ではそのような状況であるところまで書かせていただいています。今後どのようなことにな

るかわかりませんが、この質問に対して現状はこのようになっていますということで町の考え方として御説明しています。

まず、19番、20番でいただいた御意見ですが、JR西側の農地のあり方ということで住民の皆さまも関心の高い部分であると認識しています。現状は西側の農地の地権者の方々が勉強会を立ち上げられて将来の当該地区のあり方について意見交換をされている状況です。町の考え方としては住民の皆さまも注目されている土地でもありますし、ポテンシャルの高い土地でもありますので、町としては例えば農地として保全したいという方についてはそのようなかたちでの保全の支援をしていく、しかし、今後営農していくのがしんどいという御意見の方については、一定の土地の有効利用や高度利用を考えられているということも事実ですので、そのような中でバラバラの開発になりますと、この地区は農地が残る、この地区ではいろいろなかたちでの利用が促進されるということになりますと、虫食いといいますかスプロール化が進むことになりますので、そのようなことはできるだけ避けたいということで、一定のまとまりのある土地利用としてゾーン別に、この地区は農地として保全する地域、この地区は一定の利便性が求められる地域ということで、すみ分けが必要ではないかと考えていますので、バラバラに開発されることは町としては避けたいということで、地権者の方々の御意見を聞きながらその意向に沿った土地利用が進められるように調整をしているのが現状ですので、表現の仕方としては、今勉強会を進められていますと表現させていただいています。

委員

その点については、何度も御説明いただいていると思います。くどいようですが、先ほど現状を説明したとおっしゃいました。それはわかりました。ではその先の町の考え方はいかがなのですかと。その部分が欠けているのではないですかと申し上げたつもりです。つまりこの総合計画は10年計画です。現在の状況はわかっています。その先どのような展望を持って町は望まれるのかということが必要ではないかと。具体的に表現について申し上げたいと思います。22番の御意見を踏まえて、私もこのパブリックコメントを拝見してなるほどと気が付いたことがあります。資料28のパブリックコメント用の基本計画案の28ページで、②の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更というところですが、22番の方はここに関して意見をおっしゃっています。本文の中身を見ると最後のところが、「区域区分の見直しを検討します」という表現になっています。「検討します」という表現であるにも関わらず、タイトルが変更となっています。整合性がありません。この方は変更を削除という表現をされましたが、具体的な表現としては変更ではなく、タイトルの部分も検討に止めおくべきではないかと、このパブコメを受けて私はここで意見を申したいです。つまりパブコメを受けてそれを反映すべきではないですかと思っています。皆さんの考

え、町の考えをお聞きしたいと思います。

会 長

いかがでしょうか。少なくとも私の考えでは28ページに書いてあることは具体的な場所や地域を限定しない書き方になっています。そのことも踏まえると当該の問題になっている駅西側周辺以外にも区域区分を見直す部分もありますので、私はこれ自体は良いと思います。総合計画の記述に関してはあまり問題にならないと思います。ただ言われるようにパブコメに対する町の考え方について、現状がこうですという説明より、何か町の考え方が反映されたような文言があった方が良いのではないかということは私も思います。その辺りは難しいのでしょうか。今の町の考え方としては、町もどこかで関与するということでは言われていましたし、現状の勉強会で検討を進められていることは踏まえるとも言われました。また、地権者の意向は十分取り入れるということも言われ、それからきっちりと計画的に全体を進め、部分的に開発することは避けたいということも言われました。そのようなもろもろを考えますと、町としての御意向も実はかなりはっきりしているはずで、それをこの文章に表現すればそれであまり問題は無いのではないかという気が私はします。私の意見をもう少し申し上げますと、島本駅の西側周辺は町全体にとっても非常に重要な場所であろうという部分もありますので、地権者の意向を尊重することは当然ですが、町としての、町民全体の御意向もやはり反映されてしかるべきだろうと思いますので、その辺りがどのように反映されるかは問題になるとは思いますが、いずれにせよ計画的に全体的に開発するのであればする、しないのであればしないということで方針を決めてやっていこうという意向ですので、何かその辺りを表現するのはいかがでしょうか。もう少し町の意向が出る表現を加えるということで。今文言が思い浮かばないのですが、内容としてはおわかりいただけるとと思います。

事務局

御指摘のありました点について、現状と町としては先ほど申しましたようにまとまりのある土地利用が望ましいと考えていますので、地権者の意向を踏まえたいろいろな支援、どのような支援ができるかはこれからの課題ですが、側面的に支援ができるのであれば意向に沿った支援を進めていく必要もあると考えていますので、少しここに表現させていただきたいと考えています。土地利用の中の具体的な表現で、小見出しでは市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更という表現になっていますが、内容を見ていただくとこの見直しについて検討するということで、主文はこの中にありますので、小見出しとして体言止めのようになっていますが、基本的な考え方は主文の中にあると御理解いただければと思います。

委員

私は区域区分の見直しの変更については、これで良いと思います。必ずしも駅西側のことだけでなく町全体のことを考えての文言ですので、これはこれで良いと思います。先ほどのように現在の農地所有者の皆さまが勉強会を開かれて進行中である中で、町の考え方と言いますか、まちづくりの構想は出しづらい面もあると思いますが、一番大事なことは勉強会を発足されて、結論と言いますか、意見がまとまるのはいつ頃になると聞いて、町が待っているのか、御意見の結果を待たれて町は町として単独のまちづくりの構想を発表しようと思われていると思いますが、この勉強会の期間はどの程度の目処を考えられているのでしょうか。

事務局

今現在、農地所有者の方々で勉強会をされていますが、これまでの勉強会はフリーに意見交換を行うワークショップのように分科会を設けて御意見をいただいている状況です。これは、なかなか意見が総意としてまとまるのは時間がかかると思います。何回も何回も意見交換を重ねていく必要があると考えていますので、できるだけ早い時期に開発を希望される場合はそのような時期になると思いますが、現状でこの時期と予定している訳ではありません。ワークショップで意見を出し合っただけということを進めていきたいと考えています。

委員

土地利用のあり方に関して区域区分の検討については、私もおっしゃるとおりだと思いますので納得します。その時にJR西側のあり方については、まちの施策のかなめになるものであると私も同じ考えを持っています。今度は視点を変えまして、景観形成の2ページのところから同じテーマを見てみたいと思います。連番で3番の方が西側区域について述べられています。この方の御意見では調整区域を外すべきではないということです。後半のところでは土地というものは純粋に個人のものではないと表現されています。先ほどは住民全体で考える機会を持ってほしいという意見でした。この方は景観形成のところでは、土地というものは純粋に必ずしも個人のものでなく、景観という意味では多くの人に関わるものであるということを描かれていてと思います。町の考え方のところでもやはり、今後のあり方について農地所有者の皆さまによる勉強会を発足し検討を進められていますとあります。私がどうしても引っかかるのはこの検討を進められていますという表現なのですね。あたかも自主的に農地所有者の方々が検討されていると多くの方が思われると思います。しかしこれは年間に50万円の予算を町が出し、町が委託した府の外郭団体に来ていただいて講師を招いて進められているものであって、参加されている方が農地所有者の皆さん、つまりこれ主語と言いますか主体にやっているのは町なのです。しかし、この表現ではそのことが一般の住民の皆さまで町の考え方を御覧

になった方には恐らく伝わらないであろう。ここが非常に問題であると私は考えています。発足したのは町、そして検討を進めているのは農地所有者を対象としてやはり町であるということを明確にすべきではないでしょうか。

事務局

まず、2ページの3番でいただいている御意見ですが、中段部分で土地というものは純粹に個人のものではないと御意見をいただいておりますが、景観形成という意味で申し上げますと町の財産という要素がありますが、純粹に土地の所有者は民法上の財産権が保障されていますので、その所有者のものとなると思います。ただ、全体の景観をどのようなかたちにしていくのかということは当然議論のあるところだと思いますが、そのように考えています。町の位置づけは、注目されている西側地区の姿は町にとっても大きく今後の将来を左右するものだと考えています。地域では季節によってはレンゲやコスモスを楽しみにされている方もおられますし、そのような方々の憩いの場としての位置づけもありますし、そのような景観も当然維持しながらある程度の利便性の向上も必要になってくるのではないかと考えています。その意味では自然環境の保護、保全、今の景観の形成をどのようなかたちで進めていくのか、それと合わせて駅前ということの位置づけからしますと、今後の賑わいや町の活性化としての利用も一定必要になってくるのではないかと思います。そういった様々な御意見がある中で、地権者の皆さまの御意向を踏まえた土地利用を進めていきたいと考えていますので、町としてどのようなかたちで支援ができるのかということについて、勉強会で進めている地権者の皆さまと一緒に考えていきたいと考えています。

委員

付け加えさせていただきたいのですが、先ほどの意見の中で50万の町からの負担うんぬんというお話がありました。これは情報を知り得る立場からの御発言だと思います。これを発言されたままおいておきますと、ここに出席されている住民代表の皆さまは誤解されますので、しっかりとその説明をする必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局

今の町の予算の50万円ということですが、これはその地区に勉強会を含めたかたちでの今後の町としての進め方を地権者の皆さまと話を進めていく中で、一定のサポートが必要であるということで予算計上させていただいて、議会で御審議をいただき御可決いただき執行しているという状況ですので、その必要性があり提案させていただいておりますので、一部の方のための予算ではなく、先ほどもありました景観形成は住民全体の課題でもあると考えていますので、そういったことをどういったかたちで進めていくのかを議論するためのサポートとして予算計上させていただいたということですので、御理解賜りたいと思

います。

会 長

今の町の予算でやっているということも、だから町がかなり主体性を持ってやっているということには直接にはつながりません。町がお金を出すといっても例えば補助金としてある団体などにお金を出すとした場合、そこでされている活動が完全に町のひも付きであればかえって困ります。そのような出し方の主旨なり実体上の使われ方にしても、基本的には町から出しているお金であっても町が主体的にこれを行っているということには必ずしもつながりませんので、そのような意味での現状ではなく、町の考え方の現状を正確にここに表現していただければ私はそれで良いと思います。必ずしも今町が主導権を持って計画を立てるようなお考えは全くない訳です。まずは地権者の方の御意向をくみ上げようという考え方で、その結果どうしようかということは恐らく何も決まっていないと思います。調整区域を外す外さないという段階までいっていない段階ですので、そのことを町の考え方のところにもう少しきっちり出していたらそれで良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

委 員

おっしゃるとおりそのことが申し述べたかったので、町が主体してどんどん進めているということや予算を計上していることについて疑義を申し上げている訳ではありません。表現として検討を進められていますというのは、検討を進めていますという方がまちの考え方に則しており、検討することは何も否定しません。ですからここを検討を進められていますではなく、発足して検討を進めていますとすべきと2か所ありますが、私は申し上げたかった。その次に地権者の御意向を十分踏まえた上で、町全体として島本町の将来像を描くに非常に重要な地域であるエリアについて、住民参画の場所が必要ではないかというパブリックコメントに対して町の考えを述べていただきたいということが2つ目のポイントです。この2点なのです。

委 員

このパブリックコメントを出された方は、総合計画の基本計画案を熟読された上で書いていると思います。個別に入ってなおかつ個別に回答しようとするところのような回答になりますし、会長や事務局が言われているように、水くさいと言いますか基本的な答えをすれば全て計画案どおり進めますということが良いと思います。その主旨を踏まえて計画どおり進めますや意見として承っておりますのでよいと思いますが、個別に書けばこのとおりになり、書くところのように議論が出てくるといつまでたってもまとまらないということになると思いますし、町としてもあるところまでは言えても、いろいろな問題があまり言えないということもあると思います。それは全部、総合計画の基本計画案の中に含まれていると考えていけば良いのではないかと思いますので、この場では個

別の議論は議論としてやっても良いのですが、やはりまとめとしては読んだ上で出されているということ踏まえながら、なおかつ個別で言われているという話で、実際の具体はいろいろな計画案の中で反映していくという答えで十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員

私の考えは、町の考え方として出されている表現というものは、私は町の方が地権者に対して説明会を町の主導で何回も開き、それによって方向性を打ち出していこうとしているのではなく、地権者の方々の意見を十分にくみ上げる姿勢の表現と理解していますので、その点に関して異議は申し上げません。ただ、私が思うのには地権の問題、西側開発の問題に関しては少し大きな話で申し訳ないのですが、新名神の計画が大阪の中でもあります。それから北部開発の基本計画が府から出されていると思います。島本町でも1月20日に都市計画審議会が開かれる予定になっていますが、そのようなことをいろんなかたちでくみ上げや話し合いを通して、府から出されているマスタープランに対してもそのような事柄を審議できるようなかたちで進められたら良いのではないかと思います。この問題は島本町独自で単独に判断することは私はできないと解釈しています。府の北部大阪に関する都市計画区域マスタープランも現実にあります。そのようなことも踏まえながら考えなければいけませんので、私はこの表現で十分であると考えています。

会長

先ほどの個別の問題に答えることの話と、今の上位計画等に大きく制約されるという話がありますが、私としては町の姿勢としてはもう少し明確に考え方を出した方が良いのではないかと思います。両側の御意見が出たと思いますが、連番の19、20、22なりでももう少し町の姿勢が明確になるような表現にしておいた方が良くと思いますので、町の姿勢なり考え方は答弁をうかがっていると明確にあるようですので、それがこの中にうまく表現されていないのではないかと思いますので、もう少し考えていただくということでもよろしいでしょうか。もう一つ駅西の問題で住民参加うんぬんということを言われましたが、それはどこに書かれているのでしょうか。

委員

住民参画という言葉ではないのですが、5ページの連番22番の方がこの西側ということにはならないのですが、区域区分の変更を削除と提案されている方が、住民全体への丁寧な説明と討議を経て進めていくべきではないでしょうかと書かれています。6番の方は連番1番の意見の方でして、この方は農地について詳しく書かれていますので、西側に関することと考えられるということです。

会 長

あまりコメント以上のところまでお答えする必要はないと思います。例えば今言われたような住民参画への考え方で現時点で触れる必要はなく、丁寧な説明と討議に関して言ういただければそれで良いのではないかと思います。それこそ、丁寧と言いますか説明があればそれで良いと思います。いずれにせよ、ここにも行政の姿勢という言葉が書かれていますが、できる限り町の姿勢がはっきりするような表現をお願いしたいということで、もう一度見直していただければと思います。他に御意見等があればお願いします。

委 員

4 ページの島本水の文化園構想について御意見があり、町のコメントが載っていますが、作成時期が古く電子データが存在しないことは事実なのでしょうが、水の文化園構想は一時中断になっているということを明確に書く必要があると思います。

事務局

中断という言い方が適切かどうかはわかりませんが、基本計画の中でも水の文化園構想に基づき整備するという表現をしておりますので、その辺りまで明記する必要性はないと思っています。町の考え方として現状を書くということについては、検討させていただきたいと思います。

会 長

電子データが存在しないということですが、冊子があればそれを電子化することは可能ですので、PDFにするなどを考えてはどうでしょうか。

委 員

4 ページですが、広報活動の充実というところで、「予算決算について住民の皆さまには町政の基本方針や予算などに関して御意見をいただくことを開催していましたが、平成 22 年度につきましては」ということで、「つきましては」があることによって 22 年度はやらなかったのですが、23 年度はやるのかということから読むことができます。22 年度は広報活動だけで予算決算の説明会とはなかったのですが、では 23 年度はするのですか、という読み方になると思いますが、どうなのでしょう。「つきましては」という文章によって 23 年度以降はあるかもしれないと読むことができますが、今後されるおつもりがあって、「つきましては」を入れられているのですか。今後そのようなことをされるのですか。予算決算についての町長の説明会をされるのであればこれでよいのですが、されないのであれば文章を変えた方が良いのではないかと思います。どうなのでしょう。

事務局

ことしの予算ときょねんの決算の説明会を平成 18 年度からさせていただきまして、ただ今後のことまで踏まえて、「つきましては」とは意図して書いていません。ただし平成 22 年度については広報しまもとで実施したということで、22

年度を特化して「つきましては」と表現させていただいています。従前は説明会をしていましたが22年度はということで丁寧に表現させていただきました。

委員

ということは見通しがついていないと理解して良いのでしょうか。

事務局

今後の説明会のあり方についてですが、説明会の開催は住民の皆さま方に町の仕事や予算、事務事業全般について正確に御理解をいただきたいということで実施していただきましたので、22年度については広報で実施しましたが、今後の進め方についてですが、主旨や目的は住民の皆さまに予算や仕事、今年はこのような事業をやりますということを御理解いただきたいということが主旨ですので、そのようなかたちでまだ決定していませんが、どのようなかたちでお知らせできるのか、今まで以上に充実したかたちでできるような工夫が必要であると考えていますが、現時点では確定していませんので、その点よろしくお願います。

会長

やはり文章を読むとわかりにくいと言いますか、主旨が伝わりにくいと思います。これも表現をもう少し考えていただきたいと思います。

委員

先ほどJR西側農地の問題だけに限らずだと思いますが、都市計画に関しては府の施策も非常に重要であるとおっしゃいましたので、この際、それに関連して気が付いたことを申し上げたいと思います。1ページ目です。連番の1の方が冒頭に自然環境を生かしたまちづくりの自然環境の中身として農空間、農地を中心とした一帯についての記述を入れてくださいとあります。そこから先は町の考え方にもあるように実施計画で考えていくべきかなり具体的なことになるとしても、農空間という言葉は地下水、水辺環境、森林の保全と活用と並列して入れていくべきではないかということで、パブリックコメントを若干反映させたかたちで農空間という言葉を入れてはどうかと思います。2ページになります。2ページの頭に②として大阪府の都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例が策定されていますと書いてあります。勉強されたと思います。この条例はまさに農空間保全地域に関わるものでして、島本町でも3つのエリアが農空間保全地域に指定されています。この点について、農空間保全地域が島本町で指定されているところをお示しいただいて、この内容について少し御説明いただけないでしょうか。

事務局

所管の者がおりませんので、具体的な御答弁ができないのですが、3地域は東大寺地区と高浜地区と桜井地区となっており、条例に基づいて区域が指定されていることは存じていますが、具体的な中身までわかりかねますので御答弁

できません。申し訳ありません。

委員

J R 西側の農地、高浜の一部、東大寺の一部の農空間については、5ヘクタール以上のまとまった区域という中に入ると思いますが、大阪府が農空間保全地域に指定しています。平成21年2月に委員会ができて、町がそれを決定しているということで、農空間保全地域になっています。そのことに関してやはりどこかでそのことを頭に入れてまちづくりを計画していくべきだと私などは考えていますので、せっかくパブリックコメントをいただいたのでそのことは少なくとも町の考え方の記述の中に入れるのは厳しいかも知れませんが、地下水、水辺環境、森林の保全と並んで農空間というのも表現として記述を入れてくださいということに私は賛成するのですがいかがなものでしょうか。

事務局

事務局が考えていますのは、こちらの町の考え方にも示していますが、この御意見をいただいた方におかれましては、この施策の部分では基本計画の6ページの第1節、自然環境の保全・活用というところに細かく様々なご提案をいただいております、農に関する施策を入れてはどうかという御意見だったと思います。ここの考え方にも書いていますように、基本計画におきましては、第2章の第9節で農林業の振興ということで、農林に関わる全ての施策をまとめて書かせていただいておりますので、言われた部分については、こちらの農林業の振興の中でそれぞれ施策の中で枝葉があり、具体的な施策を行っていきますので、いただいた様々な御意見については、ここに書いているように実施計画や各種事業について参考にしていただきますということで回答しておりますので、そのようなかたちで町としては考えています。

会長

これも書き方で随分変わると思いますが。町の考え方で農空間の保全と活用という言葉はありますので、この点は重要な課題と考えますが、第2章第9節でという書き方をすれば指摘の主旨は実現できると思っておりますので、もう少し考えていただけますか。重要なキーワードは町の考え方の中に入っているようですので。他にいかがでしょうか。時間が随分経過していますが、もう一つの課題もありますので、できましたらこのあたりでと思っておりますがいかがでしょうか。多々の意見が出てこれを修正していただくということがいくつか出ましたが、そのためにもう一度という必要もないと思っておりますので、今日の修正意見については私と副委員長に一任していただいておりますので、いかがでしょうか。

⇒ (異議なしの声あり)

会 長

そうしましたら、修正したものを私と副委員長とで見させていただくことで進めたいと思います。次の問題ですが、最終的に前回の総合計画の基本計画案が認められて、認められた上で今のパブリックコメントがあったということですが、パブリックコメントによる基本計画の修正は出てきませんでしたので、このまま審議会意見としてこれを基本計画とするということによろしいでしょうか。

⇒ (異議なしの声あり)

会 長

資料 30 に移ります。答申が 1 ページ目にありますが、第四次島本町総合計画基本計画（案）について慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものと認め、別紙のとおり意見を付すとともに、基本計画（修正案）を添えて答申するというようお願いしたいと思います。この文章は問題ないと思いますので、付帯意見の内容について御意見をうかがいたいと思います。

委 員

4 のまちの基盤整備の（４）、水無瀬川の総合的な整備にあたっては、島本町水の文化園構想の主旨を踏まえた整備の推進を図りたいとあります。この前の説明では、推進とは島本町が主体的に進める場合に推進という説明がありました。水無瀬川は元々国と府と島本町というかたちで水の文化園構想も 3 者の構成になっています。先ほど申し上げましたが現在は棚上げのような状態になっていますので、私は東大寺公園を水の文化園構想の主旨を踏まえて整備するのは結構だと思いますが、水無瀬川の総合的な整備を島本町が主体的な力で推進を図りたいということは書きすぎだと思います。私は結論的にはこの（４）は削っても良いのではないかと思います。

会 長

無くても良いという御意見ですが、いかがでしょうか。今の御意見に対する御意見はありませんでしょうか。

委 員

外してはどうかという御意見ですが、水の文化園構想は川下から川上まで 5 つぐらいのブロックに分けて整備することが目標となっていますが、それを水無瀬川の総合的な整備をするということになれば、東大寺だけをあげるのはいかがなものかだと思いますので、実際にできるかどうかはわかりませんが、目標は目標として残しておいてはどうかと思います。

会 長

図りたいと町に対して言っていますが、言われたような国や府の関与というものは当然ということで改めて明確にしくても良いのではないかと思います。御意見に従って推進を促進という表現にしておきますか。

事務局

文化園構想の主旨を踏まえて、ここで申し上げたいのは水無瀬川の総合的な整備を進めるにあたっては文化園構想が生きている訳ですので、そのような主旨を踏まえた整備を推進なり促進されたいということです。委員も言われたように国や府と島本町の3者の共同事業ですので、一つの構成員である町長への意見と捉まえていただけたらと思っています。会長からありましたように推進より促進が望ましいと思いますので、御異議がなければそのようなかたちにしていきたいと思っています。

会長

全体の中で、総合計画審議会として水無瀬川の整備が重要であるとの認識を示しているということで、わざわざ4つの内の1つに取り上げていることはそのようなことだと思いますので、その意味で載せておくことは異議があると思います。推進を促進に変える程度で載せてもらってはと思います。

委員

付帯意見の中の人間尊重の中で、障害者の害を漢字で使われていますが、国では平仮名で使われているようになっていきますので、できれば害を平仮名に直していただくことはできないのでしょうか。

会長

問題がなければおっしゃるとおりにさせていただきます。

委員

7番の構想実現に向けての(5)ですが、大阪府に対して積極的な働きかけに努められたいと書かれています。何を積極的に働きかけるのですか。

事務局

財源の確保を国や大阪府に働きかけたいということだったと思います。これはいただいた御意見から抜粋していますので、その点が抜けているようでしたら入れたいと思います。

委員

これだけ見てはわかりませんので、補足しておいた方が良いでしょう。

会長

財源確保についてどこに入れるのが良いのでしょうか。引き続きの前あたりでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員

この付帯意見は、基本計画についてのとりまとめの要点に記載されているイメージですが、この中に防災や災害への対応ということが一切書かれていませんが、必要性がなく町として現状で十分できていると判断しても良いのでしょうか。

事務局

付帯意見はこれまでの審議会の中でいただいた皆さまの御意見を大枠でまとめさせていただいていますので、決して町がそのような状況にあるという訳ではありません。今の御指摘はここには記載されていませんので、この審議会の中で皆さまの総意で文言の修正や追加をしていただき、先ほど会長からもありましたように、基本計画の修正案とともに付帯意見を付けて会長と副会長から答申をしていただくこととなります。

会長

防災は、資料 28 では 12 ページになりますが、改めて付帯意見に付け加えるべきということがありますでしょうか。防災について何か付帯意見として言うべきことがあれば付け加えますし、書かれている内容程度で良いということであれば、改めて入れる必要はないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この付帯意見は計画書の中に残りますのでそこで公表となります。そうしましたら付帯意見についてもお認めいただいたということで、その他全般について何かあればおうかがいしたいと思います。

委員

付帯意見について障害者の害を平仮名にする意見というがありましたので、その前に基本計画（案）の（案）を取ってそのまま計画にされるという話がありましたが、46 ページや 47 ページあたりの障害者支援も全て平仮名に直された方が良いと思いますが、そのままにされるのでしょうか。

委員

障害者の「害」に関して漢字の「害」が差別用語になるので平仮名にと言われていますが、最近では障害者団体からその害に関して、気にするということが自分たちが優位な立場にいるのでそのような言葉が出るのであって、それがただ単なる当て字として出ただけであれば、別に障害者と漢字で使ってもらっても良いということですので、商業新聞でも「害」は平仮名にしていません。平仮名でもよいので、それにこだわらなくてもよいということが最近の傾向のようです。

委員

国と府での「害」の文字の扱いが違います。国では漢字を使っていますので、そのような事が議論されていますが、先ほどの意見のように現在は障害者の方々からはそのようなことにこだわる視点はやめてほしいというのが出ていますので、皆さんも御承知いただければと思います。

会長

いずれにせよ統一するというので、本文で同じ字がありますので、これを修正せずに付帯意見も同じ文字を使うということでもよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。御意見がなければ時間も超過していますので、案件の 2 については終了したいと思います。基本計画（案）の審議についてはこれをもつ

て終わりますして、本日まとめた答申案の案を取って答申ということで町長に答申したいと思います。皆さまよろしいでしょうか。

4.【案件3】その他

会 長 案件の3について委員の皆さまから何かありますでしょうか。では、事務局からいかがでしょうか。

事務局 会長からあったように、本日の御審議を踏まえて会長と副会長から答申をしていただきます。今年の春頃に基本構想と基本計画をまとめた冊子を製本しますので、委員の皆さまに送付させていただきます。約2年という長期間にわたり慎重審議を賜りましてありがとうございました。

会 長 それではこれを持ちまして本日の審議会を終了します。ありがとうございました。